

取締役会議事録（抄本）

1. 取締役会の決議があったとみなされた日

2025年3月13日

2. 取締役会の決議があったとみなされた事項を提案した取締役

代表取締役副社長 青田徳治

3. 議事録を作成した取締役

代表取締役副社長 青田徳治

4. 取締役会の決議があったとみなされる事項

第1号議案 2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行の件

会社法の規定に準拠して割当及び償還が行われる、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債として、2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債を別添の発行要項記載のとおり発行すること

第2号議案

（省略）

2025年3月12日、第1号議案及び第2号議案について代表取締役副社長 青田徳治氏から、取締役の全員に対し、取締役会の決議があったとみなされる事項について提案書（別紙）を提出し、当該提案につき、2025年3月13日までに取締役の全員から書面又は電磁的記録により同意の意思表示を得たので、会社法第370条及び当社定款第28条に基づき、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、取締役会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、議事録を作成する。

以上

2025年3月13日

新晃工業株式会社 取締役会

議事録作成者 代表取締役副社長 青田徳治

(省略)

別紙

2030年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

発行要項

1. 種類

当社が財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人である MUFG Bank, Ltd., London Branch (以下「財務代理人」という。)、名簿管理人兼カストディアンである U.S. Bank National Association、カストディアンの代理人である MUFG Bank, Ltd. 及びその他の代理人との間で 2025 年 4 月 3 日 (予定) (ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。) 付をもって締結する財務代理契約 (以下「財務代理契約」という。) に基づき発行する 2030 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債 (以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、英國法上の記名式の新株予約権付社債券 (以下「本新株予約権付社債券」という。) を発行するものとし、本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

3. 本新株予約権付社債券の数

発行する本新株予約権付社債券の数は 600 枚とし、各本新株予約権付社債につき 1 枚の本新株予約権付社債券を発行する。なお、最終券面を発行するまで、本新株予約権付社債の総額に係る英國法上の大券 1 枚を発行する。また、代替新株予約権付社債券 (本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。) を発行することがある。

4. 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の 102.5%

5. 本社債に関する事項

（1）本社債の総額

60 億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

（2）各本社債の額面金額

1,000 万円とする。なお、上記 3 記載の大券の場合は、当該大券に関する本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額とする。

（3）本社債の払込金額

本社債の額面金額の 100.0%

（4）本社債の払込期日及び発行日

2025 年 4 月 3 日

（5）本社債の満期償還

2030 年 3 月 27 日（償還期限）に本社債の額面金額の 100% で償還する。

（6）本社債の繰上償還

（イ）クリーンアップ条項による繰上償還

本（イ）の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10% を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100% の価額で繰上償還することができる。

（ロ）税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記 7（1）記載の追加額の支払義務を負い、かつ、当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避するこ

とができない場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の 90 日前より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の 10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の 20 日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記 7(1)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記 7(1)記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、(a)下記 6(11)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等（下記 6(11)(イ)に定義する。）が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して東京における 14 営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、下記 6(6)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価及びボラティリティ並びにその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額と

なるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 150%とする（但し、償還日が 2030 年 3 月 14 日（同日を含む。）から同年 3 月 27 日（同日を含む。）までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役社長 末永聰が、下記 14 記載の授権に基づき、下記 6 (6) (ロ) 記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議又は取締役会の委任に基づく取締役の決定）により、(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii)資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、(iii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iv)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものが承認されることをいう。

（二）上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従つて、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする

旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から 14 日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100%とし、最高額は本社債の額面金額の 150%とする（但し、償還日が 2030 年 3 月 14 日（同日を含む。）から同年 3 月 27 日（同日を含む。）までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由（下記(ホ)に定義する。）を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ニ)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から 60 日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該 60 日間の最終日から 14 日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(ニ)記載の償還義務及び上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合には、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会決議（若しくは取締役会の委任に基づく取締役の決定）がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から 14 日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における 14 営業日目以降 30 営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における 14 営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の 100% とし、最高額は本社債の額面金額の 150% とする（但し、償還日が 2030 年 3 月 14 日（同日を含む。）から同年 3 月 27 日（同日を含む。）までの間となる場合には、償還金額は本社債の額面金額の 100% とする。））で繰上償還するものとする。

(ヘ) 当社が上記(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は下記(8)に基づく取得通知（下記(8)に定義する。）を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知又は取得通知を行うことはできない（但し、当社普通株式が取得期日（下記(8)に定義する。）において株式会社東京証券取引所に上場されていない場合はこの限りでない。）。

また、当社が上記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発

生した場合又は上記(ニ)(イ)乃至(IV)記載の事由が発生した場合には、以後上記(イ)若しくは(ロ)のいずれかに基づく繰上償還の通知又は下記(8)に基づく取得通知を行うことはできない。

(7) 償還の場所

下記(11)記載の財務代理人の所定の営業所において支払う。

(8) 当社による本新株予約権付社債の取得

当社は、2029年4月1日（同日を含む。）から2029年12月27日（同日を含む。）までの期間いつでも、本新株予約権付社債権者に対して、2030年2月20日（以下「取得決定日」という。）（同日を含む。）までの間に通知（以下「取得選択通知」という。）を行った本新株予約権付社債権者から、2030年3月6日（以下「取得期日」という。）現在残存する本新株予約権付社債を取得する旨を通知（以下「取得通知」という。）することができる。この場合、当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。

当社による本(8)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。また、当社が上記(6)(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、当社が上記(6)(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(6)(ニ)(イ)乃至(IV)記載の事由が発生した場合には、当社は、以後本(8)に基づく取得通知を行うことはできない。当社は、本(8)により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債の額面金額相当額の金銭、及び(ii)転換価値（以下に定義する。）から本社債の額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以

下に定義する。) で除して得られる数の当社普通株式 (但し、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。) をいう。

「1 株当たり平均 VWAP」とは、2029 年 12 月 27 日の 10 取引日 (以下に定義する。) 後の日に始まる 20 連続取引日 (以下「関係 VWAP 期間」という。) に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該関係 VWAP 期間中に下記 6(6)(ハ) 記載の転換価額の調整事由が発生した場合その他一定の事由が生じた場合には、1 株当たり平均 VWAP も適宜調整される。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値 (以下に定義する。) が発表されない日を含まない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{ 株当たり平均 VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係 VWAP 期間の最終日の転換価額をいう。

取得決定日の翌日に、取得選択通知がない本新株予約権付社債が存在する場合、当社は、当該本新株予約権付社債を、取得期日の東京における 2 営業日後の日 (以下「選択償還期日」という。) にその額面金額の 100% の価額で繰上償還するものとする。

(9) 本新株予約権付社債の買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により隨時本新株予約権付社債を買入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により隨時本新株予約権付社債を買入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本

新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(10) 本社債の利率並びに利息支払の方法及び期限

本社債には利息は付きない。

(11) 本新株予約権付社債に係る財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人

MUFG Bank, Ltd., London Branch (財務代理人)

(12) 本新株予約権付社債に係る名簿管理人

U. S. Bank National Association

(13) 本社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(14) 期限の利益の喪失

本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより上記(11)記載の財務代理人に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、当該本社債につき期限の利益を失い、その額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

(15) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

(16) 社債管理者

本社債については、社債管理者を定めない。

6. 本新株予約権に関する事項

(1) 発行する本新株予約権の総数

600 個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を 1,000 万円で除した個数の合計数

(2) 本社債に付する本新株予約権の数

本社債に付する本新株予約権の数は、本社債の額面金額 1,000 万円につき 1 個と

する。

(3) 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 本新株予約権の割当日

2025年4月3日

(5) 本新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

(イ) 種類及び内容

当社普通株式（単元株式数100株）

(ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(6)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長 末永聰が、下記14記載の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記10記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{l}
 \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \times \frac{\text{既発行}}{\text{既発行}} + \frac{\text{発行又は}}{\text{既発行}} \times \frac{1 \text{株当たりの}}{\text{時価}} \\
 \text{転換価額} = \text{転換価額} \quad \times \frac{\text{既発行}}{\text{既発行}} + \frac{\text{発行又は}}{\text{既発行}}
 \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

（7）本新株予約権を行使することができる期間

2025年4月17日（同日を含む。）から2030年3月13日（同日を含む。）まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①上記5（6）又は5（8）記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、上記5（6）（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②上記5（8）記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は上記5（9）記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③上記5（14）記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、2030年3月13日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、上記5（8）記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、2029年12月28日（同日を含む。）から選択償還期日（同日を含む。）までの間は、本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式

等の振替に関する法律第 151 条第 1 項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における 2 営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における 3 営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

（8）その他の本新株予約権の行使の条件

- （イ）各本新株予約権の一部行使はできない。
- （ロ）本新株予約権付社債権者は、（i）2025 年 4 月 17 日（同日を含む。）から 2029 年 3 月 31 日（同日を含む。）までの期間においては、本新株予約権付社債の要項に従い、ある暦年四半期中、直前の暦年四半期（2025 年 3 月 31 日に終了する暦年四半期から 2028 年 12 月 31 日に終了する暦年四半期（同暦年四半期を含む。）までの各暦年四半期）の最後の取引日に終了する 20 連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額（但し、2025 年 3 月 31 日に終了する暦年四半期に関しては、当初転換価額）の 150%を超えた場合に限って、又は（ii）2029 年 4 月 1 日（同日を含む。）から 2029 年 12 月 27 日（同日を含む。）までの期間においては、本新株予約権付社債の要項に従い、ある暦年四半期中、直前の暦年四半期（2029 年 3 月 31 日に終了する暦年四半期から 2029 年 9 月 30 日に終了する暦年四半期（同暦年四半期を含む。）までの各暦年四半期）の最後の取引日に終了する 20 連続取引日において、当社普通株式の終値が当該最後の取引日において適用のある転換価額の 130%を超えた場合に限って、当該暦年四半期の初日（但し、上記（i）の場合、2025 年 4 月 1 日に開

始する暦年四半期に関しては、2025 年 4 月 17 日とする。) から末日 (但し、上記(ii)の場合、2029 年 12 月 1 日に開始する暦年四半期に関しては、2029 年 12 月 27 日とする。) までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、下記①及び②の期間並びにパリティ事由 (以下に定義する。) が発生した場合における下記③の期間は適用されない。

①当社が、上記 5(6)(イ)乃至(ホ)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間 (但し、上記 5(6)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

②当社が組織再編等を行うにあたり、上記(7)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

③当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日 (同日を含む。) から起算して東京における 15 連続営業日の期間

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日のロンドン及び東京における 3 営業日後の日から起算して東京における 5 連続営業日のいずれの日においても、(i)ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報 (BVAL) 若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人 (以下に定義する。) が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格がクロージング・パリティ価値(以下に定義する。)の 98% を下回っているか、(ii) 上記(i)記載の価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の

買値がクロージング・パリティ価値の 97%を下回っているか、又は(iii)上記(i)記載の価格若しくは上記(ii)記載の買値のいずれも取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいう。

「クロージング・パリティ価値」とは、(i)1,000 万円を当該日において適用のある転換価額で除して得られる数に、(ii)当該日における当社普通株式の終値を乗じて得られる金額をいう。

「計算代理人」とは、MUFG Bank, Ltd., London Branch をいう。

(9) 本新株予約権の行使の効力

上記 5 (11)記載の財務代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件が満足された日の午後 11 時 59 分 (ロンドン時間) (日本時間では翌暦日) に、本新株予約権の行使の請求があったものとみなされ、本新株予約権の行使の効力が発生する。

(10) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等 (以下に定義する。) をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築され

ているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して上記5(6)(ハ)(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(6)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を使用した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を使用したと

きに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(7)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(8)(ロ)と同様の制限を受ける。

⑦承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を上記5(8)と同様に取得することができる。

⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合

はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑩その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(12) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 特 約

(1) 追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくな

るために必要な追加額を支払う。

(2) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、（イ）外債（以下に定義する。）に関する支払、（ロ）外債に関する保証に基づく支払又は（ハ）外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に（ア）かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を本新株予約権付社債にも付す場合又は（イ）本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、（イ）外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建でその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ（ロ）日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

8. 準拠法

英國法

9. 発行場所

連合王国ロンドン市

10. 募集方法

Nomura International plc（以下「幹事引受会社」という。）を単独ブックランナー

兼単独主幹事引受会社とする総額買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。

11. 上 場

該当事項なし。

12. 本新株予約権に係るカストディアン

U. S. Bank National Association

13. 発行可能株式総数の留保

当社は、未行使の本新株予約権の全部が行使された場合に発行される可能性のある株式数を當時当社の発行可能株式総数から発行済株式（当社が保有するものを除く。）の総数を控除して得た数の中に留保する。

14. 条件等決定及び諸契約書に関する承認及び授権

当社の代表取締役社長 末永聰に対し、上記5(6)(ハ)乃至(ホ)記載の償還金額の算出方式の詳細を決定する権限及び上記6(6)(ロ)記載の当初転換価額を上記6(6)(ロ)記載の範囲で決定する権限を付与する。また、取締役に対して提案された様式の本新株予約権付社債に関する引受契約書案、財務代理契約書案及び Deed of Covenant 案を承認し、当社の代表取締役社長及び代理人のそれぞれに対し、必要な修正を加えたうえで当該各契約書を作成し、これに署名して交付し、その他本新株予約権付社債の発行及び募集に関し必要な一切の行為をなし、これに付随して必要な事項を決定する権限を付与する。さらに、当社の代表取締役社長が財務代理契約に添付の様式による本新株予約権付社債の大券及び本新株予約権付社債券に自署又は複写式による署名を付し、これを交付することを承認する。

15. インフォメーションメモランダムに関する承認及び授権

取締役に対して提案された様式の本新株予約権付社債に関する仮インフォメーションメモランダムの案文を承認する。また、当社の代表取締役社長及び代理人のそれぞ

れに対し、上記案文に必要な修正を加えたうえで上記仮インフォメーションメモランダムを作成し、幹事引受会社に交付する権限を付与し、幹事引受会社がこれを本新株予約権付社債の募集に関し使用することを承認する。さらに、当社の代表取締役社長及び代理人のそれぞれに対し、上記仮インフォメーションメモランダムに必要な修正を加えたうえでインフォメーションメモランダムを作成し、幹事引受会社に交付する権限を付与し、幹事引受会社がこれを本新株予約権付社債の募集に関し使用することを承認する。

16. 幹事引受会社の対価

幹事引受会社に対して引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）と幹事引受会社が当社に払い込む金額である本新株予約権付社債の払込金額の差額を幹事引受会社の対価とする。

17. 資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金約 60 億円は、その全額を 2026 年 3 月末までに自己株式取得資金に充当する予定である。

なお、当該自己株式取得を本新株予約権付社債の払込期日以前から実施した場合は、上記の手取金を当該自己株式取得のために用いた手元資金に充当する予定である。

また、自己株式取得は、市場環境等によっては買付金額の総額が予定金額に達しない可能性等がある。

18. 本新株予約権付社債の募集及び発行は、未決定事項の決定並びに日本及びその他関係諸国における各種の法令に基づく届出及び許認可の取得を条件とする。